

## 令和2年度第2回教育委員会臨時会 会議録

◇ **開催年月日** 令和2年5月2日（土） 17時00分開会  
18時20分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

### ◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

### ◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	奥 眞一	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆

### ◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主査	梅山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議 案

臨第2号議案 代決処分の承認を求める件

[令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）についての意見申  
出について]

臨第3号議案 市立小学校、中学校、高等学校の再開等の件

6 その他

7 閉 会

## ◇ 会議要旨

### 1 開会

教育長 ただいまから、令和2年度第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

### 3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。  
本日の会議録署名は、桃木野委員と小栗委員にお願いします。

### 4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてお諮りします。  
本日審議する臨第2号議案は、市議会への提出議案で意思形成過程の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

### 5 議案

#### 臨第2号議案 代決処分の承認を求める件

〔令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）についての意見申出について〕

**承認**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 臨第3号議案 市立小学校、中学校、高等学校の再開等の件

**原案可決**

教育長 それでは次に、臨第3号議案について、中管理部長、説明をお願いします。  
事務局（管理部長） 議案綴りの6ページ、7ページをご覧ください。「臨第3号議案市立小学校、中学校、高等学校の再開等の件」について説明いたします。令和2年4月22日水曜日から同年5月6日水曜日までの臨時休業後の市立小学校、中学校、高等学校の再開等について、具体的には7ページになりますが、まず、文部科学省におきましては、5月1日付で、「新型コロナウイルス感染

症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」という通知が出ております。これは、「参考資料2」になりますが、これを受けまして、本日、鹿児島市教育委員会としまして、5月11日以降の学校再開等について審議をしていただき、その結果を受けまして、鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に報告をしたいと考えております。参考までに新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、5月4日に国から出される予定の宣言への対応をどうするか、国の宣言を受け、県の方からの要請等もございませぬので、それを踏まえて現在のところ5月5日頃、本部会議が開催される予定になっておりますので、その場で、本日の結果を報告させていただきたいと考えております。具体的には大きく2つに分けております。1つ目は、市立小・中学校です。5月11日以降、再開するか、休業にするか、それとも部分再開ということで、最終学年、中学3年生だったり、小学6年生だったり、小学1年生だったり、こういったところを部分再開していくのかということですか。参考までにコメ印(※)で書いております7、8、9日の日程につきましては、7、8日については臨時登校日とすることとしております。この日は、昼食持参で、午後まで5分間短縮授業等を行っていきたいと思っております。9日土曜日の土曜授業につきましては中止することとしております。2つ目は、市立高等学校です。2つに分けた理由としまして、やはり校区を考えますと、小学校、中学校というのは限られた校区になりますので、人の行き交う距離が通常では短いと思っております。高校につきましては、大きく言えば市外からも生徒が通って来るということで、幅広く人が動いてしまうということになりますので、2つに分けて再開するか休業するか、それとも県立高等学校等の動向に合わせるのか、こういったところを審議していただきたいと思っております。あわせて7、8日については、臨時登校日にしたいと思っております。判断に際しましては、「参考資料1」と「参考資料2」を準備しております。この「参考資料1」の学校再開に向けた考え方ということで、今、鹿児島市の現状はどういう状況なのか、それから、昨日ありました国からの通知がどのようなものなのか、順次、担当課長から説明をさせていただきたいと思っております。

事務局　それでは、総務課長からお願いします。

総務課長　教育長。

教育長　はい、奥総務課長。

事務局（総務課長）　「参考資料1」の、「1学校再開等を判断する材料」の「①鹿児島市の陽性患者の発生状況」について、ご説明いたします。本市におきましては、4月8日の10代男性が始まりでありまして、その後、4月19日に発表されました20代女性2人という形で、トータル3件発生がございませぬ。以上でございませぬ。

教育長　はい。次に山下学校教育課長をお願いします。

事務局（学校教育課長）　はい。「②文部科学省の通知」でございませぬ。本日お配りしました別冊の「参考資料2」をご覧ください。1枚めくっていただいて、表紙でございませぬが、これまでも文部科学省が学校運営のあり方について、学校再

開ガイドライン、臨時休業の実施に関するガイドラインなどを示してきておりますが、この度、新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言、学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会、懇談会提言と言いますが、これを踏まえてガイドラインを補足するものとして学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について取りまとめたものでございます。以上でございます。

教育長 はい。引き続き、山下学校教育課長お願いします。

事務局（学校教育課長） 「③緊急事態宣言下での再開の可否」についてご説明いたします。「参考資料2」の2ページをご覧ください。懇談会の提言についてですが、「社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされております。また、例えば緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況が異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能であるとされております。以上でございます。

教育長 はい。続いて「④専門家からの意見」ということで、奥総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） はい。鹿児島市保健所の見解でございます。本市の発生状況を考えてみると、外部からの持ち込みによるものであり、市最終発生が4月20日でございますが、それ以降、現在10日以上経過していることなどを踏まえると、丁寧な感染症対策を講じれば学校再開は可能と考えているという見解をいただいております。

続きまして、「⑤学校現場からの声」でございます。学校長の意見をいくつか記載しております。「学力などのことを考えると、正常な教育活動のため、早期再開を望む。」また、「鹿児島の現状を見たときに、ぜひ学校を再開してほしい。」「児童・生徒も再開を希望していると思う。鹿児島の現状だと大丈夫ではないか。」、逆に「小学校低学年において、適切な感染症対策に対して不安もある。」といったものもあります。

続きまして、「⑥保護者からの声」でございます。こちらも学校長から確認をさせていただいております。「保護者も、学習の遅れを気にしており、学校を再開してほしいと考えている者が多い。」「家庭での子供の生活の乱れ、運動不足が気になっており、学校を再開してほしいという保護者が多い。」「学校が再開すれば、仕事に安心して出られるので、再開してほしいという声が寄せられている。」、逆に、「学校の中で、一定の割合を占めている医療関係者や介護関係者である保護者は、家庭で濃厚接触状態にある子供が学校に登校して、感染させるリスクを心配している。」というようなことも聞いております。

教育長 はい。「その他」として、何かありますか。

事務局（総務課長） はい。「その他」のところの最初の「市民間の感染状況」でございますが、先ほども申し上げた通り、本市の場合は、県外で罹患したものであり、市内間での感染というのは確認されていないところです。以上です。

教育長 はい。それでは、4月6日からの学校再開後の取組状況につきまして、山下学校教育課長、お願いします。

事務局（学校教育課長） はい。4月6日からの状況でございますが、文部科学省から示された「学校再開ガイドライン」を踏えて、毎日の検温、手洗いの励行、換気の徹底など、基本的な感染症対策を徹底しております。また、授業時間を5分間短縮することで、教室等での感染リスクを軽減し、しっかりとした手洗い時間の確保に努めてまいりました。以上でございます。

教育長 はい。引き続き、「子どもたちの学びの保障」につきまして、お願いします。

事務局（学校教育課長） はい。先ほどの「参考資料2」の2ページをご覧ください。「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」ということで、やはり学びの保障は、大事ではないかという考えでございます。

教育長 分かりました。それでは、「児童クラブの現状」について、総務課長、お願いします。

事務局（総務課長） はい。それでは、「児童クラブの現状」でございます。市内167か所の児童クラブは、原則、8時から18時まで開設しておりますが、支援員の確保等の課題もあり、変則時間の施設も39か所ございます。また、一部のクラブでは参加者が多いことによる3密の状況や、長期化による支援員の疲弊等の課題もあることを担当部署から聞いているところでございます。教育委員会としましては、特別支援学校等に在籍する障害のある児童生徒や自宅で過ごすことが難しい児童を学校で受け入れております。その他、諸事情等があれば受け入れを検討することとしております。

次に、「子どもたちの家庭での状況」についてご説明いたします。学校へ行けない、友達と会えないなどのストレスを感じている子ども達が長時間家にいることなどで、保護者達もまたストレスを感じており、ネグレクトなどを含む家庭内虐待等のリスクが高まる状況にあります。以上でございます。

教育長 部長や関係課長から、「参考資料1」の項目に従って、幅広い現状に関しての報告がございました。この報告についてのご質問、あるいはご意見等をいただきながら、審議を進めていきたいと思っております。

教育長 それでは、委員の皆さんから、ご質問等いただければと思っております。まずは、「参考資料1」の「学校再開を判断する材料」から「保護者からの声」までの情報提供の中で、ご質問、ご意見等いただければと思っております。

委員 「⑤学校現場からの声」の中に、適切な感染症対策が不安であるという校長先生からのご意見があるとのことだが、この適切な感染症対策というのは、今どのようなものを行っているのか。例えば、換気をしたり、石鹸を使って手を

洗ったりとかあると思いますし、それ以外にマスクを常時、通学そして非常時も含めて付ける。あるいは、検温を適切な間隔で行う。いろいろあるかと思いますが、どのようなものが、現状、対策として行われており、今後どのようなものを補充して対策として取り入れれば、感染症対策として安心なのかということをお聞きしたいと思います。

教育長 学校での感染症対策の現状について、保健体育課長お願いします。

事務局（保健体育課長） はい。学校での感染症対策の現状についてでございます。健康管理等につきまして、毎朝の検温とマスク着用を図っているところでございます。これは具体的には、登校前に体温を測りまして体調が悪い場合には、登校させないようにするといった手立てを講じております。また、教室に入る前の石鹸を使った手洗い及びうがいを行っているところでございます。さらに最近では、水筒の持参を要望する保護者もございまして、そこにつきましては、水道場の密集等を回避するために水筒持参を取り入れるなど、状況に応じて柔軟に対応していただくよう、学校をお願いしているところでございます。さらに、登校、下校中の安全ということでは、集団による登校等もございしますが、その場合は、密集、密接等を回避して登校を工夫するよう、今後呼び掛けていく予定でございます。以上でございます。

教育長 他に委員の皆様からございせんか。

委員 今、休校の状況なんですけれども、この休校からほぼ10日を過ぎたところなんですけど、教員の方々が保護者あるいは生徒と電話等でコンタクトを取っていると思いますけれども、そういう子供達や保護者と教員とのコミュニケーションというのは、現段階で良好に保たれているのでしょうか。

教育長 山下学校教育課長お願いします。

事務局（学校教育課長） はい。先生方は、家庭訪問や三者面談等を通して子供の家庭の状況を把握しているようでございます。

教育長 ちょうど家庭訪問の時期であったので、個別に玄関での対応ということで保護者の了解をもらえたところは、家庭訪問の時期をうまく活用しているということもございました。

委員 今の質問に関連するんですけれども、鹿児島市の学校規模は、大規模校から小規模校まで多様だと思うんですけれども、規模の違いによってあがってくる声というのはあるのでしょうか。

教育長 学校規模によって現場から聞こえてくる声ということで、山下学校教育課長、お願いします。

事務局（学校教育課長） はい。学校規模による心配の声というのは特にございせん。

教育長 委員の質問は、保護者や子供とのコミュニケーションという意味での、規模別の声という意味でよろしいでしょうか。

委員 少し質問を変えますと、今、ご紹介いただいたいくつかの声がありますが、事務局としては、どのような形でこの声を拾われているのでしょうか。

教育長 学校現場の声の収集方法について、山下学校教育課長お願いします。

事務局（学校教育課長） はい。直接、校長先生方に電話をして聴き取ったところでご

ざいます。

教育長 他に、委員の皆さんから何かございますか。

委員 先ほど、「⑥保護者からの声」の中で、医療関係者は、家庭で濃厚接触している自らの子供の登校を心配しているという声が上がっているとのことでしたが、これは、医療関係者である保護者の方が、自分の子供が差別を受けていることに基づいて、そのような心配をされているのか、ということを確認したい。それと、親の職業を全て知るのには難しいとは思いますが、現下の報道等を考えると先行して親の職業を確認して、そのような差別等が起きないように対策を講じる用意があるのか、ということを確認したいと思います。

教育長 2点の質問がありました。1点目は、先ほどの保護者の声が、その当事者の声なのか、その当事者の声の中に、自分の子供さんが学校でいじめ等を受けているという状況があつてのご発言なのかということについて、学務課長お願いします。

事務局（学務課長） はい。これは、学校長に直接聞き取りをしたが、この声というのは、差別を受けているからということではなく、ご本人がそういった事にならないかと、医療関係者でありますので、そういった事に非常に感度が高いために、そういう心配をされているという趣旨だということを確認したところでございます。

教育長 はい。山下学校教育課長、2点目についてお願いします。

事務局（学校教育課長） 2点目についてでございます。教育委員会としましては発達段階に応じた適切な指導をして、人権教育などをしております。絶対に差別やこういう不適切な事があつてはならないということで十分配慮しております。また、相談窓口なども周知しておりますので、それに対応したいと考えております。

教育長 県外では、職業を基に、学校側が登校を控えてくださいというお願いをしたような報道等もありましたので、そういうことが一切ないように、休業になる段階から、あるいは、子供達の中には、海外から帰って来た子供達もおりましたので、当初から、感染症の問題といじめ問題というのは、学校としても大きな課題として対応に努めていると思っております。

教育長 他に、委員の皆さんから何かございますか。それでは、「⑦その他」について、①から⑥の関連の中で質問がございましたら、遠慮なくお願いします。

委員 まず、一つ目は、児童クラブの件です。市に167か所あるということですが、今回の休校が感染拡大防止のためであるというのがメインの目的であるとしたならば、学校で感染拡大が起きなくても児童クラブ等でクラスターが発生したら元も子もないので、万が一休校にすとなつた場合には児童クラブの状況もしっかり把握して感染拡大の場にならないようにしなければいけないと思うので、是非そこに努めていただきたいというのが一つです。もう一つは、家庭での状況でネグレクトのリスクというのがあつたかと思いますが、これは前回もお話ししたと思いますが、家庭内で親子だけで居てという状況で、場合によってはそういう事も起こり得ると思います。難しいかとは思いますが、リ

スクの高そうなお家庭などがもし分かっていたら、万が一休校になる場合は、より注意をしていただけたらと思います。

教育長 まず、児童クラブとの連携について説明をお願いします。

事務局（学務課長） はい。今、児童クラブのお話がありましたけれども、小学校の校舎にありますので、学校長にその状況をまず見に行ってくださいということ、指導しているところでございます。その中で状況を把握しながら、学校側で出来ることがあればすると、そういった形で指導しております。

教育長 はい。2点目については、私どもとしましては、これまでケース会議等に上がった児童生徒につきましては、担当課と情報を確認できていますので、そういったところには積極的な情報収集、あるいは確認、連絡等に努めている状況であります。

委員 もし、分かれば教えていただきたいのですが、教師の方々がこの間、休校でそれぞれ工夫をされていると思うんですけども、先生方は今、子供達の対応でどういう状況なのか。いろいろプリントとかも出されていると思うんですけども、授業の進捗だとか、子供の健康だとか、いろいろ感じるところもあるのかと思います。その辺り、教えていただけないでしょうか。

教育長 学校教育課長、お願いします。

事務局（学校教育課長） はい。先生方は、子供たちが休業期間中に学習が継続できるように、様々なプリントを準備して課題を与えております。それを見届けるのが今度の7日、8日になりますが、いろんな取組をしているようです。郵送でプリントを送付したり、動画をホームページにアップしたり、そういうことをやっているようです。

教育長 他に、関係課でそういった先生方の、子供たちが休業で学校に来られない状況の中での取組というものを把握されているところはありますか。

教育長 はい、学務課長。

事務局（学務課長） 学校教育課長からの説明に付け加えますと、休校ではなく休業です。学校の職員は出ておりますので、その中で先ほどございましたように、より丁寧に子供達に電話をかけたり、そういう対応にだいぶ時間を費やしているという話を聞きました。それから、もう一つありましたとおり、プリントのこともありますし、先生方が研修の時間を設けて、学校を再開したらどのような授業が必要だろうかとか、あるいは、どのような工夫をしたら良いだろうかということに大変時間をかけているところを聞いています。以上です。

教育長 はい。他に、委員の皆さん、全般的に何かございますか。あるいは、私どもが準備した現状としての報告以外に何か、学校再開等を考えている中でお知りになりたい事がありましたらご質問いただければと思います。

委員 私の方からは、「⑦その他」の「子どもたちの学びの保障」と「⑥ 保護者からの声」について質問させていただきたいと思います。この学びの保障については、まさに再開等に向けた考え方をまとめられたんだろうとっております。保護者からは、学習の遅れを心配されている、家庭での生活の乱れ、運動

不足などを心配されているということですが、実際、家に1日居て、親御さんが監視できない中でゲームに夢中になってしまうなどというのは、容易に考えられるところであって、その点については、7日、8日の臨時登校日に先生方が一人一人のお子さんの学習状況を確認して、それをもって当面は保護者の方も安心されるだろうとは思いますが、しかしながら、日々刻刻、状況というのは変化していくと思います。従って、仮に再開を当面するとしても、いつ、どこで、再開がストップされてしまうかもしれないと思っています。そういう親御さんたちの心配、その時にどうするのかと。将来的に閉鎖があり得るのであれば、リモート授業を積極的に取り組むなどのお考えがあるのか。その点について、例えば、県外ではどのような施策が行われていて、鹿児島市においては、どういう対応をしているのか。先ほど、郵送でプリントを送付する、あるいは動画にアップすると、既にそういう取組をされているということですが、より保護者の安心を得るためには、その辺りの具体的な対策をお示しした方がよろしいと思ひまして質問しました。

教育長 はい。現状に留まらず、将来を見越して、具体的にはリモートというキーワードが出てきましたけれども、山下学校教育課長、その辺の今後の方向性をお願いします。

事務局（学校教育課長） 現時点で、本市が所有するパソコンでリモート授業はできないところでございます。学校から持ち出しができない、家庭環境にWi-Fi（ワイファイ）の無いところもあるなど、様々な要因でできておりません。ただ、国の「GIGAスクール構想」というのが発表されておりますので、それに基づいての準備を計画的に、どのように持ち出しができるか、家庭でも使えるような環境を整えたいと考えております。以上です。

教育長 中部長どうぞ。

事務局（管理部長） 熊本市で、ご存じかもしれませんが、民放と国営放送とが連携し、サブチャンネルで低学年の1年生の授業を流すなどの取組をしております、それでしたらパソコンの環境がなくてもテレビで見ることができるといことですので、そこは参考になると思っております。仮に休業が長引くような場合は、是非、そのようなことも考えてみるべきと思っているところです。

教育長 山下課長、先ほどの説明で、持ち出しができないというところの理由と、今後、サブチャンネルを活用するとか、GIGAスクールの基盤整備ができてから、進める場合の課題というのが示せましたら、簡単でも良いので示してください。

事務局（学校教育課長） はい。持ち出しができないというのは、機器の設定の問題があります。あと、リース契約になりますが、そのときの契約条件、持ち出しして故障したらどうするかとか、修繕のこともあります。それから、サブチャンネルについては、熊本市の場合は、補正予算を組んで実施できたということですので。我々もそういうことが、何かできないかと研究しているところでございます。

教育長 他に、何かございますか。

委員 先ほど、5月11日以降、万が一、学校が再開されなかったらという場合の話でしたが、今度は、再開された場合の話をさせていただきたいのですが、例えば再開した場合に、今後、どのようになったら休業するのか。もしくは、一校だけ休業するのか。具体的にいうと、ある学校でコロナウイルス感染者が発生した場合に、どういうふうな方向に進めるのかというのを予め話し合っておかないと、急に出たときに、行き当たりばつりに話し合うというのではよろしくないで、できたらその方向性を決めておいて、且つそれらを保護者に知らせておくが良いと思います。というのも、現在は働いている保護者の方も多いので、その中で、こういう事が起きたら、また学校が休業になるかもしれないという予測がついているということは、すごく大事な事だと思うので可能な限りお願いできればと思います。

教育長 基本的には国のガイドラインのQ&Aで、開校中に休業に入る場合の、学校単位で休業する場合、そして、地域全体で休業する場合というのは、チャート図では簡単に示されております。ですから、そういったものを、おっしゃるように私たちもいろんな方向性を示すときに、子供さんの保護者の仕事の関係もありますので、なるべく早く周知しなければならないと思いますけれども、そういった資料がございますので、基本的な資料として提供する努力をしなければならぬと思います。ただ、厳密に言いますと、発生状況が実際どういう形かによっても、1校での休業で終わるのか、校区で休業しなければならないのか、それとも、1校で発生しても、それは全体的な形でということになるのか。現に富山で学校での教職員、児童に若干発生した例がありましたけれども、そこは学校単位の休業であったようです。せっかく国から基本的なラインが出ていますので、私たちも保護者への周知の中でお知らせすることは可能かと思っております。

委員 国のガイドラインでは、発生者の背景については加味されていないガイドラインということになるんですか。

教育長 そうですね。

委員 そうであれば、今の話を聞くと、背景も含めたより詳細な方向性を示せた方が良いでしょう。難しいかもしれませんが。

教育長 発生者の発生の経緯であるとか、発生が分かるまでの行動の範囲であるとか、発生の段階だけで、瞬間的にどの程度の学校を休業にするのかというのは、専門家ではないので分かりかねますけれど、国の基本的なラインは出ていますので、一つの参考としては十分提供できる資料ですので、そういったところは積極的に発信できればと思っております。

委員 分かりました。懸念するのは、一人出たということで、また、全体が休業になってしまうということを懸念してのことでした。

教育長 他に、委員の皆さんからございますか。

委員 実際、学校を再開するとなったときに、学校の中の衛生習慣や子供達の理解等をどう高めていくのかという事がとても大事になってくると思います。これは、学校や先生方でそれぞれだと思いますが、教育委員会として、情報の伝え

方等の方針というのは、以前休校したときに示されていると思いますが、今後その辺の課題や解決策については、どのようにお考えでしょうか。

教育長 保健体育課長お願いします。

事務局（保健体育課長） はい。子供達に対しては、新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解というものが大事であると考えております。つきましては、先般4月に行われました校長研修会においても、きいれ浜田クリニックで行われている感染症の理解のための授業が紹介されておりますけれども、その資料を各学校に配布し、子供達に指導するようお願いしているところでございます。更に、その指導を強めてまいりたいと思っております。併せて、感染された方々やその他濃厚接触者の方々もおられます。そういった方々に対する理解、そういったものも含めて人権等の見地から指導してまいりたいと思っております。

教育長 ありがとうございます。他に委員の皆さんからございますか。

委員 はい。再開に向けての準備は粛々とやっていかなければならないと思っておりますが、現段階で、マスクやアルコールなど、感染防止に向けての備品は各学校で充足していると理解してよろしいでしょうか。

教育長 引き続き、保健体育課長お願いします。

事務局（保健体育課長） はい。ただ今の件につきまして、マスクにつきましては、現在、文部科学省から児童生徒一人当たり2枚ずつということで、布製のマスクが順次配布されるということです。鹿児島市からは、全世帯に1世帯当たり5枚の不織布マスクが配布されるということになっております。いずれにしても、手洗い等による洗濯が可能であるということですので、充足はしているかと思っております。ただ、消毒液につきましては、現在、不足している学校等もございますので、そこにつきましては、次亜塩素酸ナトリウムを活用した消毒液の作り方を紹介するとともに、また、予算等もバックアップをしながら対応を図ってまいりたいと思っております。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 今、懸念のあるいろんな備品については、学校の規模によっては、次亜塩素酸ナトリウムを活用した消毒液自体を学校の費用で賄っていますけど、もし、何かあればご相談いただくようになっております。

教育長 他に委員の皆さんから、何かありますか。

教育長 先ほどもありましたように、刻々と状況が変わりますので、私どもも現状として今後の11日以降の対応ということで、まだ、4日に予定されているような国の宣言の内容も分かりませんし、それを受けての県の要請等も不明の中ではありますけれども、先ほどからありますように、学校長、保護者、いろんな意見を聴き取る中、あるいは、保健所等のご意見を踏まえると、現段階ではいろんな方向性を考える時期と判断して、今日の委員会も開かせていただいております。具体的に先ほどの議案の中で、市立小・中学校についての再開、休業、部分再開というような形でお示ししてあるわけですが、こういった方向性について、委員の皆さんからご意見をいただければと思います。

委員 はい。縷縷ご説明をいただきまして、教員の方々も適切に対応しておられる

と理解しております。一方では、ご家庭の保護者の不安、ストレスがかなり大きくなっているという事もよく理解いたしました。また、様々な所で学校が今休校していることによる弊害等をよく聞くところであります。幸い、鹿児島におきましては、4月19日以降、感染者が発生していないということもございますし、学校というのは開けていることが正常でありますから、こういう状況は、このままずっとというわけにはいかないと思います。皆さんと考え方は一緒だと思いますけれど、私は、学校というのは生徒と先生が学校という学び舎で化学反応を起こして成長していくものだと思いますから、やはり直接生徒と先生が会う場を一刻も早く再開するために何をするかということを、きちんと考えていかなければいけないと思っております。そういった中では、緊急事態宣言も5月末まで伸びるというような状況下にはありますけれども、鹿児島における状況、それから、一斉にというよりも各地域における感染の状況を、ある意味五月雨式にあげていくということも必要だと思います。そうでないと、東京の感染者がゼロになるまで、鹿児島ですっと耐えないといけないかというのと、やはりそういうわけにはいかないと思っておりますし、私は学校を開ける努力ということを考えて、そのことをしっかり今まで対応しているわけですから、5月11日から、小学校、中学校で再開するということについては、賛成の立場でご意見を申し上げたいと思っております。ただ、委員の方々からのご質問の中にもございましたように、開けるといえるときに、それは開ける条件が整ったからということですのでけれども、条件というものをそれなりに基準化していくことが必要だと思います。ということは、逆に言えば、閉めるというときの基準も考えておかなければならないと思います。これは緊急ですから、今、基準がないと閉めたらいけないのかということをお願いする訳ではないんですけれども、どういう状況だったら閉めていくのかということを考えていかなければならないと思いますし、学校によって、あるいは地域によって、閉める場所もあれば、閉めない場所もあると思います。参考になるかどうかは別として、これからは、コロナウイルスと共存していかなければならないということになれば、例えば、インフルエンザにおいても学級閉鎖があつて、学年閉鎖があつて、学校閉鎖があつて、そして、一律市の閉鎖があるというふうに、それなりに基準があると思います。ですから、そういった事の議論も一緒に進めていく必要があると思います。これは議論が整わないと開けるべきではないということをお願いしている訳ではなくて、今の状況では、一刻も早く学びの場を提供するという事で、開けながらこういった事も同時に研究・検討を始めていただきたいと思っております。一方、リモート授業についても、私は、教員と生徒が連帯して学校という現場でやるのが教育だと思っておりますが、やむを得ない場合に、このリモート授業をやらないといけない訳でありまして、これも同時に研究を始めていって、クローズしたときにリモート授業で補完ができる、あるいは、補完コミュニケーションツールで先生と保護者と子供達が繋がるということについては、研究を進めていただきたいということを述べたいと思います。

教育長      ありがとうございます。他に委員の皆さん、それぞれ、まとめ的なご意見をいただければと思います。

委員          結論としては、再開すべきだろうとっております。その理由としては、市内感染、市内間の感染が確認されていない、あるいは、学びの保障等を考えて再開すべきだろうと思います。ただし、将来の不安を払拭しておくべきだろうと思います。一つ目は、休業の要件を明確にしたほうが良いと思います。また、休業時のリモートを含めた学力面のサポートをどうするのか、そういったことは引き続き整えておくべきだろうと。また、児童クラブ等のバックアップ体制も必要だろうと思いますし、更に、一度休業して、再開するときは、どのような状況であれば再開するのかというの、ある程度示しておかないと、保護者としては不安の中で、再開・休業が混乱を引き起こすと思います。以上です。

教育長      ありがとうございます。

委員          はい。今、二人の委員からありましたけれども、今回、市立小中学校と高校、それぞれ理由を説明して報告いただきましたけれども、再開していく方向を私も支持いたします。一方で、この間、鹿児島県の罹患が外からの罹患でございますので、小学校は移動距離が少ないとはいえ、リスクがあるということもありますので、学校としては再開しますけれども、ご家庭ではお子さんに不安がある場合には柔軟に休むことができるのか、そして休むことが差別やいじめに繋がらないように指導をお願いしたいと思います。あと、罹患については、学校の先生もリスクがあるかと思っておりますので、職員体制の中でどうやって支えあっていけるのかということもご検討いただきたいと思っております。以上です。

委員          私も、学校再開を望んでいます。以上です。

教育長      ありがとうございました。皆さんから、このご審議の中で、目前の学校再開云々ということ、また、再開あるいは、休業に入るときの基準の明確化、それから、今後、新型コロナウイルス感染症との共存ということていくと、また、いつ、どういう状況で学校が、そして学びの保障が厳しい環境になるかもしれないということていけば、ネット等を活用した方向性について研究するということご指示をいただきましたので、そういったものも含めまして、今日の議題では、まず、5月11日に戻りますけれども、その後も見据えた形で教育委員会としても、長期展望を持ちながら取り組んでいきたいと思っておりますが、委員の皆さんのご意見等をいただきまして、私どもも、学校というところが、再開という事をしっかりと、今、様々に付随して出されました意見、学校からクラスターを発生させないために、緊張感を持って今後も国のいろんな通知等を参考にしながら、工夫、改善をしていながら、そういった努力を、緊張感を持ってできるように指導してまいりたいと思っております。今日の委員会としましては、市立小・中学校につきましては、5月11日以降、再開するという、現段階での方針ということで、市の新型コロナウイルス感染症対策本部に報告するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長      続きまして、2番目の市立高校につきましては、今まで小・中学校が中心の

議題でございましたけれども、これについては、いかがでしょうか。

委員 先ほど、管理部長からもご説明がありましたとおり、校区も少し広がっておりますので、小学校・中学校に比べると、再開のハードルは少し高くなるを得ないだろうと思います。しかしながら、高校においても、先ほどと同様、鹿児島市の状況からすれば、再開できるのではないかと私は考えておりました、地域の状況に合わせて再開を検討するというのが県の教育委員会からの方針で出ておりますので、その中で、適切という意味であれば、私は、大きな動きが無い限り、同時に11日から再開してもよろしいのではないかと個人的には思っております。

教育長 はい。他に、委員の皆さんから何かございますか。

教育長 今まで、小・中学校の校長先生からのお話等があった訳ですけれども、市立高校についての情報は何かございますか。

事務局（教育部長） はい。市立高校につきましては、校区が全県になる、それから、商業高校、女子高においては、寮を設置して県外からの生徒も入学しているという、そういった広域に渡っているという現状があります。そうする中で、県外から転入して来た生徒については、2週間の経過観察を求めるとか、そういった取組を進めているところではありますけれども、学校の再開ということについては、慎重に考える状況にあるのではないかと考えております。

教育長 はい。他に委員の皆さんからございますか。市立高校についての情報提供やお知りになりたい事がありましたら。

委員 全県、高校は統一されて、11日に再開、あるいは11日に開けないというものはあるのでしょうか。県の教育委員会の方針の中にも学校におけるリスクというものを可能な限り逡減しつつ、段階的に実施可能な教育活動を開始しなさいと書いてありますし、地域や生活圏によって感染の状況は異なる訳だから一律ではなく、地域の状況を踏まえて段階的に学校活動を開始していくと出ています。という事は、一律、全県で、ゼロヒャクで開けるか開けないかということではなくて、地域においては差が出てきて、適切に地域で検討して判断してもよろしいという事を指すんだと私は理解しているんですけれども、それでよろしいでしょうか。

教育長 教育部長。

事務局（教育部長） はい。今、委員がおっしゃったような形での判断になると思えますけれども、県の方からは、まだ、11日以降の休業の延長でありますとか、再開でありますとか、そういった判断というのは出ていないところであります。先ほどの補足ですが、鹿児島市内という、その地域において県立高校と市立高校と歩調が異なってくるというのも、また、厳しい部分もあるのではと思いません。そこは補足しておきます。

教育長 はい。高等学校については、まだまだ十分な意見が出尽くしていないところがありますが。

委員 誤解があるといけませんので申し上げたいと思いますが、県の指導を無視して11日から何が何でも開けるということをお願いしている訳ではありません

ん。県の中でそのような方針があつて、県は一律にという事であれば、そのようなものに従う事というのは必要だと思うんですが、それにしても、開けていくという事については、地域の差というのがあると思いますので、その中で適切な判断があり、開けて適切だというときには、開けてもよろしいのではないかという考えを持っているという事を申し上げたい。

教育長 はい。先の知事の要請も、新型インフルエンザの特措法の第24条ということで、協力の要請ということで、設置者の判断という前提ではあるけれども、事務局としては、これまで、市内というエリアで、特に鹿児島市で、いろんな交通機関等の接点があるとか、人の移動性が高いところで、高等学校の生徒たちというのは、非常に広範囲、先ほど、部長からもありましたけれども、そういう意味では、市内にある県立学校とある程度、歩調を合わせざるを得ないという思いではおりましたけれども。その辺が、校区の小・中学校を再開するときの視点と異なるところでございまして、市立高校で悩ましいところでございます。

委員 1点だけ、よろしいでしょうか。

教育長 はい、どうぞ。

委員 先ほど、商業高校と女子高校では寮があつて県外からの寮生もいらっしゃるということですがけれども、その方々は特に入寮してから県外に戻ったりしている訳ではないので、市内の在住者と同じ扱いで良いという感じがします。

教育長 寮生の動向というのは、分かっていますか。

事務局（教育部長） はい。現在、寮は閉じている状況でありますけれども、寮生が県外へ出ている事例はないということです。県内の実家、親戚の所などに留まっているという状況です。

教育長 市立高校につきましては、もう少し、県立学校の動向を見極め、また、私学の動向等を合わせて判断するという事で、また、委員の皆さんには、直前にお諮りする形になるかもしれませんけれども。

委員 市立高校が今、観察期間の事をおっしゃいましたけれども、そういった形で、生徒自身がコロナの感染防止は、どのような事に気をつけなければいけないのかという事をきちんと理解することも大事だと思いますし、高校の学校再開については、適切に判断しながらやっていくということが必要ではないかと思えます。

教育長 市立高校につきましては、もう少し状況を見極めてというご判断で、事務局で取りまとめた段階で委員の皆さんに、また、書面でお諮りするということでもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 先ほど申し上げたように、エリアとして市町村をまたがって行くときの、また、他の市町村がどういう方向を出すかという事も配慮していかなければならないところも出てくるかと思えます。

委員 趣旨は伝わっているんだろうと思いますけれども、例えば、鹿児島市内には、鶴丸だとか中央だとかあるわけで、そういうところと玉龍という学校が、もの

凄く差異があるという事ではないと思いますから、エリアとして、鹿児島の中での鶴丸や甲南、中央というところが閉校しているのに、市の独自の方針の中で玉龍を開けなければいけないというところまで申し上げている訳ではないですが、奄美にも高校があり、種子島にも屋久島にも高校があります。そういった所と一律でという事ではないだろうと思います。やはり市立ですから、エリアとして鹿児島市の中にいながらも、鹿児島市の市立学校としては、最終的に決めるのは教育委員会ですから、どうやって開けるのか、どうやって閉めるのかというのを、先ほどの小学校・中学校と同じように鹿児島市においては、これから研究して行って考えて基準を作っていくべきであろうと思います。この県立高校の動向を見ながらということについては、異論はございません。

教育長 分かりました。

教育長 この連休中、いろんな要請の中で人の動きは最小限に抑えられると思うんですけども、人の動きが生じやすい期間がこの後にあるというのは前提でございますので、学校に向けて、小・中学校についての再開の指示の場合には、そういった事も、諸々含めてやっていきたいと思っておりますし、私どもも再開の場合には、直々に、校長先生方には今日いただいたご審議の事を踏まえて、整理して、幅広い、学校教育活動だけに留まらない注意喚起を促しながら伝達していきたいと思っております。先ほど申しましたように、小・中学校につきましては、11日から再開ということで鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に、高等学校につきましては、また、委員の皆さんにご判断を仰ぎたいと思っております。

教育長 それでは、緊急のお集まりでございました。臨第3号議案につきまして、先ほど示したとおりの案でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 ありがとうございます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 6 その他

教育長 それでは、最後に、事務局のほうから何かありますか。

事務局 次回の日程のご案内をいたします。次回の教育委員会定例会は、5月18日月曜日16時からを予定しております。以上でございます。

## 7 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして本日の臨時会を終了いたします。委員の皆さん、ありがとうございました。

【以上】